

加算（減算）等届出一覧表（提出方法・必要書類）

【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護】

1 届出が必要な加算（減算）の内容、提出方法、必要書類

- 次の内容の加算（減算）を算定しようとする場合は、事前に市への届出が必要です。（届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。）
- 市の運営指導等の結果として加算の体制が変更となる場合においても、改めて市あてに加算届を提出してください。

【届出書類等】 ※該当する加算の添付書類のほかに右記の書類を提出してください	<ul style="list-style-type: none">・加算届出書・体制等状況一覧表・加算届管理票・返信用封筒(84円切手を貼り、返信先の宛名を明記してください。)
--	--

内容	添付書類	備考
L I F Eへの登録		
施設等の区分 (サテライト型への変更)		サテライト型への変更の際提出
夜間勤務条件基準	・勤務形態一覧表（別紙7）	減算開始月の勤務形態一覧表
職員の欠員による減算の状況	・勤務形態一覧表（別紙7）	減算開始月の勤務形態一覧表
身体拘束廃止取組の有無		
高齢者虐待防止措置実施の有無		
業務継続計画策定の有無		
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合		
夜間支援体制加算	・夜間支援体制加算に係る届出書（別紙46） ・勤務形態一覧表（別紙7）	加算開始月の勤務形態一覧表
若年性認知症利用者受入加算		

利用者の入院期間中の体制		
看取り介護加算 【介護予防認知症対応型共同生活介護はなし】	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り介護加算に係る届出書 (別紙 47) ・勤務形態一覧表 (別紙 7) ・看護師免許証の写し 	※勤務形態一覧表は加算算定開始月のもの。看護職員のみ記載
医療連携体制加算 I	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算 (I) に係る届出書 (別紙 48) ・勤務形態一覧表 (別紙 7) ・配置する看護師・准看護師の資格証の写し 	加算開始月の勤務形態一覧表 ※介護予防認知症対応型共同生活介護は算定不可
医療連携体制加算 II	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算 (II) に係る届出書 (別紙 48-2) ・勤務形態一覧表 (別紙 7) ・配置する看護師・准看護師の資格証の写し 	加算開始月の勤務形態一覧表 ※介護予防認知症対応型共同生活介護は算定不可
認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算に係る届出書 (別紙 12-2) ・勤務形態一覧表 (別紙 7) ・資格証の写し 	※勤務表は加算算定開始月のもの。加算に係る認知症の研修修了者のみ記載。 ※資格証は上記研修の修了証。
認知症チームケア推進加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症チームケア推進加算に係る届出書 (別紙 40) ・勤務形態一覧表 (別紙 7) (※1) ・資格証の写し 	※勤務表は加算算定開始月のもの。加算に係る認知症の研修修了者のみ記載。 ※資格証は、上記研修の修了証。
科学的介護推進体制加算		
高齢者施設等感染対策向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 (別紙 35) 	

生産性向上推進体制加算	<ul style="list-style-type: none">・ 生産性向上推進体制加算に係る届出書 (別紙 28)・ 要件を満たすことがわかる委員会の議事概要・ (加算 I を算定する場合) 各種指標に関する調査結果のデータ ※「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」の別紙 2	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-6)	
上記加算の取下げ		

2 届出時期

書類の算定開始月の前月 15 日 (必着) が締切日です。

※ 翌月からの算定のためには、締切日までに当課に書類が到着している必要があります。締切日に間に合わない場合、翌月からの算定となります。

3 郵送の際の留意点

返信用封筒は長形 3 号封筒に 84 円切手を貼って、返信先の宛名を明記のうえ、同封してください。

○郵送の際の手順

- ① 必要書類の作成
 - ② ①の事業所控えをとる → 保管
 - ③ ①を下記に郵送する。(郵送用ラベルを活用してください。)
- 〒 249-8686 逗子市逗子5-2-16

逗子市高齢介護課介護保険係 宛

4 加算届の受理について

○加算届の受理書は再発行できませんので、控えの書類と合わせて保管しておいてください。受理書は市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。

○受理書は、同封された返信用封筒にて返送します。

○加算届管理票の添付がないと受理書を発行できませんので、必ず添付してください。

○介護情報サービスかながわ (ラクラク) の掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。

☆郵送用ラベル こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

逗子市福祉部高齢介護課介護保険係

<変更届 ・ 加算届 ・ 廃止(休止)届 在中>

↑
変更届・加算届・廃止（休止）届のいずれかを○で囲んでください。